



12月定例市議会 補正予算  
などの議案を可決

総務課 ㊟77514963  
㊟77519819

12月定例市議会は、12月25日～1月16日の23日間の会期で開かれました。この議会では、補正予算案などの議案が審議され、市長提出の5議案と諮問3件は、全て原案のとおり可決、承認または答申されました。また、9月定例市議会に提出され継続審査となっていた平成28年度決算認定に関する6議案についても、原案のとおり認定されました。

●人権擁護委員の候補者の推薦 人権擁護委員の候補者に、小島勝氏、太幡和子氏、吉澤章子氏を推薦することに異議なき旨の答申がされました。

自動車燃料費  
助成金支給制度

障害福祉課 ㊟77551122  
㊟7768872

自動車燃料費助成金支給制度に登録している人が助成を受けるには、毎年申請が必要です(児童は上・下半期年2回)。平成29年度の窓口受け付けは、3月30日(金)までです(郵送は3月31日(出消印有効))。【必要

子ども医療費の登録を

子ども支援課 ㊟77551200  
㊟77415342

子どもが医療機関を受診したときに支払う医療費を助成します。助成を受けるためには登録が必要です。市内に住所があり、健康保険に入っている中学校修了前の子ども ※他制度ひとり親家庭等医療費、重度心身障害者医療費他で医療費助成を受けている人は、そちらが優先されますので、登録は不要です。

【助成額】保険診療費または保険調剤費の自己負担分(高額療養費と家族療養費附加金を除く) 【必要書類】

子どもの健康保険証、保護者(生計中心者)名義の普通預(貯)金口座の分かる物、被保険者のマイナンバーが分かる物、被保険者の本人確認ができる物 ㊟必要書類を用意して直接、子ども支援課または各支所・出張所へ

国民健康保険の加入・脱退などの届け出は14日以内に

保険年金課 ㊟782-6471・㊟775-9827

国民健康保険(国保)への加入・脱退は、就職や退職などの異動の事実があった日から14日以内に必ず届け出てください(下表参照)。

	届け出が必要なとき	必要な物	
		手続きにより必要な物	共通して必要な物
加入	他市区町村から転入した	前年の所得が分かる物	①来庁する人の本人確認ができる物(自動車運転免許証、パスポート、個人番号カードなど顔写真付きの物であれば1点、健康保険証、年金手帳、住民票など顔写真のない物であれば2点) ②世帯主と手続きが必要な人のマイナンバーが分かる物(個人番号カード、通知カード、個人番号入り住民票など) ※外国籍の人は、併せて在留カードとパスポートが必要です。
	勤務先の健康保険をやめた、またはその扶養家族でなくなった	健康保険資格喪失証明書または健康保険資格喪失確認通知書(写し)	
脱退	子どもが生まれた	国保保険証、母子健康手帳、預(貯)金通帳、出産の領収明細書、直接払いに関する合意文書 ※海外出産の場合は問い合わせてください。	
	他市区町村へ転出する	国保保険証	
その他	勤務先の健康保険に加入した、またはその扶養家族になった	国保保険証、加入した勤務先の健康保険証、高齢受給者証(70歳以上の人だけ)	
	死亡した	国保保険証、会葬礼状または葬儀の領収書、喪主の預(貯)金通帳	
	住所・世帯主・氏名が変わった	国保保険証	
	世帯を分離、または合併した		
	保険証をなくした、または破損した		

※加入の届け出が遅れた場合も、国保の資格取得日は他の健康保険などの資格を喪失した日になり、国民健康保険税は、資格取得日にさかのぼって課税されます。

※脱退の届け出が遅れた場合は、他の健康保険などの資格取得日にさかのぼって資格を喪失し、国民健康保険税は、資格喪失日に基づいて再算定します。他の健康保険などの取得日以降は、国保保険証を使うことができません。使ってしまった場合は、国保で負担した医療費を返還していただくことがあります。



暮らしに役立つ

# 『AGECO style暮らしレシピ』

環境政策課 ☎775-6925・☎775-9872

私たちが日常生活で実践できるエコな取り組みを、分かりやすくまとめた『AGECO style暮らしレシピ』を作成しました。「地球温暖化対策」「ごみの減量化」「自然環境保全」の三つの分類で全12種類あり、皆さんの暮らしに役立つ情報が満載です。はがきサイズで手に取りやすく、冷蔵庫に貼ったり、スクラップ記事のように保管したりするのもお勧めです。ぜひ、手に取って活用してください。

この事業は、宝くじの社会貢献広報事業費を財源として自治総合センターからの助成金で実施したものです。**【設置場所】**環境政策課、ショーサンプラザ  
※「AGECO」は、「AGEO」と「ECO」の造語であり、上尾で行うエコな取り組みの総称です。



「AGECO style暮らしレシピ」

## 第十回特別弔慰金の請求は期限内に

福祉総務課 ☎77551118  
☎77519846

第十回特別弔慰金の請求は、4月2日(月)までです。まだ請求していない人は、早めに手続きをしてください。**【次の①～③の全てに該当する人】**①戦没者などの死亡当時の遺族  
②平成27年4月1日時点で「恩給法による公務扶助料」や「戦傷病者戦没

者遺族等援護法による遺族年金などを受ける戦没者などの妻や父母などがいない③戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法上の「戦没者等の遺族」のうち先順位の遺族1人で「**支給の順位**」(1)平成27年4月1日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金の受給権を取得した人(2)戦没者などの子(3)戦没者などの父母、孫、祖父母、兄弟姉妹(4)①～③以外の戦没者などの三親等内の親族(甥、姪など)で戦没者などの死亡時

まで引き続き1年以上の生計関係を有していた人**【支給内容】**額面25万円、5年償還の記名国債 **【申】**4月2日までに直接、福祉総務課へ ※請求期限を過ぎると弔慰金を受けることができなくなりますので注意してください。請求書などは、福祉総務課にあります。詳しくは、問い合わせてください。

## 自宅でも手続きできます！ 電子申請サービス

↓推進課 ☎77551113

☎7759921

パソコンやスマートフォンからインターネットで「電子申請・届出サービス」に接続して、各種申請を行います。「水道使用開始届」「水道使用中止届」「特例転出届」など多くの手続きに利用できます。電子申請サービスは、市ホームページトップページ左側メニューの「情報ヒックアップ」「電子申請」リンク、または共通トップページ(<https://skantan.com/toppage-saitama/>)から利用できます。操作方法で不明な点はコールセンター(☎0120-46119・☎06-6455513268)・[help-shinsei-saitama@skantan.com](mailto:help-shinsei-saitama@skantan.com)(土(祝)を除く9～17時)へ問い合わせてください。

## 学用品費・給食費などの援助

学務課 ☎77519604  
☎77515633

経済的な理由で、就学が困難と認められる児童生徒の保護者に、子どもの学用品費の一部や給食費などを援助しています(所得制限あり)。年度途中で転入した人や、世帯状況が変わり援助が必要になった人も随時受け付けます。新入学児童生徒学用品費の入学前支給を受けた人も、再度申請が必要です。**【必要書類】**保護者名義の普通預(貯)金口座の分かる物、賃貸借契約書の写し(賃貸住宅に住んでいる場合)、平成29年分源泉徴収票(1月2日以降に上尾市に転入した保護者または小学校に入学する児童の保護者だけ)他 **【申】**①市内小・中学校在籍者(予定者)の保護者/申請書(各市立小・中学校、学務課にある。市ホームページからダウンロードも可)に必要事項を記入して、必要書類を添えて、(月)～(金)(祝)を除く)に直接、通学している(入学する)小・中学校または学務課へ②国・県立小・中学校在籍者(予定者)の保護者/申請書(学務課にある。市ホームページからダウンロードも可)に必要事項を記入して、必要書類を添えて直接、学務課へ

☎時とき ☎所ところ ☎内内容 ☎対対象 ☎費費用・金額 ※記載のないものは「無料」 ☎定定員 ☎持持ち物  
☎申申し込み ※記載のないものは「当日、直接会場へ」 ☎問問い合わせ

## ひとり親家庭の 中学生向け学習支援事業

子ども支援課 ☎77516819  
☎77415342

ひとり親家庭の中学生向けに学習支援教室を開催します。②次の①②のいずれにも該当するひとり親家庭の中学生①児童扶養手当全額受給世帯②現在、学習塾、家庭教師、通信教育などを利用していない ※申し込み方法など詳しくは、①に該当する世帯に郵送する案内書をご覧ください。

## 緊急医療情報キットを配布

警防課 ☎77511312  
☎77512230  
高齢介護課 ☎77551124  
☎7768872  
障害福祉課 ☎77515122  
☎77618872

65歳以上の高齢者や障害のある人が安心して生活できるよう、希望者に緊急医療情報キットを配布しています。これは自分の医療情報や緊急連絡先などを記入した医療情報シートを筒状の容器に入れて自宅の冷蔵庫で保管し、災害や病気などの緊急時に備えるものです。配布は、1世帯1個に限ります。※家族2人の場合は、2人分の医療情報シ-

トを一つの容器に入れてください。

【配布場所】各消防署・分署、障害福祉課、高齢介護課、各支所・出張所 ※申請書と交換でキットを配布します。☎市内に住所がある65歳以上または障害のある人 ☎65歳以上の人は自動車運転免許証・保険証などの本人確認ができる物、障害のある人は交付されている手帳を用意して各窓口へ ※本人確認ができれば、代理の人による申請も可能です。☎65歳以上の人／警防課・高齢介護課、障害のある人／障害福祉課

## 国民健康保険証用封筒の 広告を募集

保険年金課 ☎7826471  
☎7759827

平成30年度に発送する国民健康保険証用の封筒に掲載する広告を募集します。掲載は審査の上、決定します。【掲載期間】7月～平成31年6月 【掲載場所】封筒裏面 【募集枠数】2枠 【規格】縦3.5×横9センチ、単色刷り(市の指定色) 【掲載料】5万円(1枠当たり) 【発送数】3万4千通 ☎申込書(保険年金課にある。市ホームページからダウンロードも可)に必要事項を記入して、3月9日(金)～22日(土)(祝を除く)に直接、保険年金課へ

## 3月29日(木) 境橋が開通

道路課 ☎775-9049・☎775-9906

伊奈町との市境を流れる原市沼川に架かる境橋(原市地内、下図参照)は、現在、仮橋で通行できるようになっています。平成27年度から進めてきた橋の架け替え工事が3月中旬に完了し、3月29日(木)10時に開通します。



## 住宅用火災警報器の 適切な維持管理を

予防課 ☎775-1314・☎775-2230

住宅用火災警報器(住警器)は、平成18年6月に新築住宅への設置が義務化されてから、10年以上経過しています。現在普及している住警器の多くは電池式で、その電池の寿命は10年が目安とされています。電池切れなどが原因で、万が一の火災発生時に警報音が鳴らないことがないように、定期的に作動確認をするなど、適切な維持管理に努めましょう。

### ■住警器が効果を発揮した事例

居住者の寝たばこにより出火。隣人が住警器の警報音に気づき、向かいの家を見ると、寝室の窓越しに炎が上がっているのを発見。すぐに119番通報をし、消火された。その後、近隣住民たちが協力し、居住者を避難させた。

このように、居住者が不在であったり、寝ていたりしても、隣人や通行人が警報音により火災に気づき、大事に至らなかったこともあります。

※その他の事例などは、市ホームページをご覧ください。





バイクや軽自動車の廃車などの手続きはお早めに

市民税課 ㊟775-5130

㊟775-9846

軽自動車税は、軽自動車などを4月1日に所有している人に課税されます。3月31日(土)までに廃車などの手続きをしてください。

■原動機付自転車の廃車などの手続き

原動機付自転車を所有しなくなった場合(廃棄、譲渡、紛失、盗難、死亡)や市外に転出する場合は、市民税課で廃車などの手続きをしてください。 ※詳しくは、市民税課に問い

合わせてください。

●他市区町村の標識交換の手続き

転入した人で、上尾市の標識に変更していない原動機付自転車を所有している人は、市民税課で標識交換の手続きをしてください。 ※他市区町村の標識の廃車手続き(上尾市の標識へ変更しないものは、受け付けできません。詳しくは、市民税課に問い合わせてください)。

■125ccを超えるバイクや軽自動車(三輪・四輪)の手続き

次の手続き先に問い合わせてください。 ㊟125ccを超えるバイク/埼玉運輸支局 050-55401202 6、軽自動車(三輪・四輪)/軽自動

小・中学生注目!

「あげおジュニア通信」掲載作品を募集

広報広聴課 ㊟775-4918・㊟776-8873

「あげおジュニア通信」(18ページ参照)のコーナーでは、市内の小・中学校や子どもたちの様子を紹介していますが、4月号から、このコーナーの一部を刷新しますので、誌面に掲載する作品を募集します。

㊟市内に在住の小・中学生

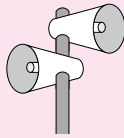
【募集部門】①絵・工作・書・写真②俳句③ダジャレ④作文(400字以内、テーマ/趣味や、夢中になっているもの) ※②③は学校をテーマにしたものです。

㊟保護者を通じて、作品(①は撮影した電子データか写真プリント)、作品名(絵・工作・写真だけ)、顔写真(電子データか写真プリント)、住所、氏名(ふりがな)、保護者氏名、電話番号、学校名、学年を直接か郵送、またはメールで広報広聴課(〒362-8501本町3-1-1、㊟s55000@city.ageo.lg.jp)へ ※①の現物は受け付けできません。

防災行政無線を用いた緊急情報の伝達訓練

危機管理防災課 ㊟775-5140・㊟775-9927

地震や武力攻撃などの災害時に、国から「全国瞬時警報システム(Jアラート)」を通じて送られてくる緊急情報を、防災行政無線を用いて確実に皆さんにお伝えるため、情報伝達訓練を行います。この訓練は、全国一斉に行われます。㊟3月14日(水)11時ごろ ㊟下表のとおり



防災行政無線による試験放送

市内128カ所に設置してある防災行政無線から、一斉に次のように放送されます。

【放送内容】

- ①「こちらは、防災上尾です。」
- ②「これは、Jアラートのテストです。」を3回
- ③「こちらは、防災上尾です。」

車検査協会埼玉事務所 050-3381613110

平成30年度固定資産課税台帳などの閲覧・縦覧

資産税課

㊟775-5133

㊟775-9846

①固定資産課税台帳の閲覧 固定資産の評価額や課税標準額などを確認できます。 ※借地人、借家人については、借りている土地と家屋だけの納税義務者、市内に在住の納税義務者と同じ世帯の親族、納税義務者からの委任状を持っている ㊟4月2日(月)～5月31日(木)/無料(借地人、借家人は1件150円)、6

月1日(金)以降/1件150円 ㊟本人確認ができる物(借地人、借家人は賃貸借契約書も必要)

②固定資産税路線価図の公開 ㊟4月2日～

③土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧 納税者の皆さんが市内に所有している土地や家屋の評価額を、他の土地や家屋の評価額と比較できます。 ㊟4月2日～5月31日 ㊟納税者、市内に在住の納税者と同じ世帯の親族、納税者からの委任状を持っている人 ㊟本人確認ができる物

●①～③共通 ㊟資産税課 ㊟受付時間 8時30分～17時 ※(土)(祝)、年末年始を除きます。

市役所人事異動

職員課

☎775515112  
☎77559819

2月1日付で人事異動を行いました。課長級以上の異動は次のとおりです。**【部長級】**▽市長政策室長／中島英二郎 ▽議会事務局長／矢嶋久司 ▽参与兼選挙管理委員会事務局長／山田良平 **【課長級】**▽市長政策室秘書政策課長／秋山真吾 ▽市民生活部市民課長／畑健二

個人番号(マイナンバー)による年金の届け出を開始

保険年金課

☎775515137  
☎77559827  
大宮年金事務所 ☎65213399

3月5日(月)から、個人番号(マイナンバー)による年金の届け出が始まります。届け出の際には、原則として個人番号の記入をすることになるため、これまでの必要書類に加えて、次の物を持参してください。①本人確認ができる物(自動車運転免許証、パスポート、個人番号カード他)②個人番号が確認できる物(個人番号カード、個人番号通知カード、個人番号が記載された住民票の写し) ※引き続き基礎年金番号による届け出もできます。

市制施行60周年記念事業

文化センター ☎774-2951・☎774-2955

松竹大歌舞伎

～中村橋之助改め八代目中村芝翫襲名披露  
中村国生改め四代目中村橋之助襲名披露  
中村宗生改め三代目中村福之助襲名披露公演～

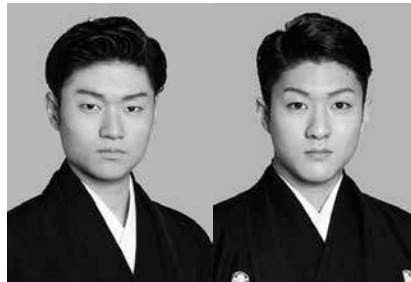
時6月30日(土)①11時～(開場/10時30分)②15時30分～(開場/15時) 所文化センター 内中村親子3人の襲名披露公演  
初日【演目】人情断文七元結、襲名披露口上、棒しばり  
【出演】中村芝翫、中村橋之助、中村福之助、中村梅玉他  
●チケット販売 時・所4月7日(土)10時～・文化センター、4月10日(火)9時～・コミュニティセンター、イコス上尾 費S席/7,000円、A席/6,000円、B席/5,000円(全席指定)



※4月7日10時からインターネット予約(チケットweb松竹<☎https://www.ticket-web-shochiku.com/pc/>)もできます。  
※売り切れ次第終了です。



中村梅玉



宗生改め 中村福之助 国生改め 中村橋之助



橋之助改め 中村芝翫

事前に分かりやすく解説!

松竹大歌舞伎プレセミナー

時5月30日(水)13時～(開場/12時30分) 所文化センター 内古典芸能解説者としても活躍中のアナウンサー葛西聖司さんが、松竹大歌舞伎 八代目中村芝翫、四代目中村橋之助、三代目中村福之助襲名披露公演の見どころを解説  
●チケット販売 時・所4月7日(土)10時～・文化センター、4月10日(火)9時～・コミュニティセンター、イコス上尾 費500円(全席自由) ※売り切れ次第終了です。



葛西聖司

# 国民年金こんなときは届け出を

保険年金課 ☎775-5137・FAX775-9827  
大宮年金事務所 ☎652-3399

国民年金は、日本国内に住む20歳以上60歳未満の全ての人が加入する制度です。職業などにより加入の仕方は三つの種別(下表参照)に分かれています。就職や転職、結婚などで加入する種別が変わったときや、住所や氏名が変更になったときは、早めに手続きをしてください。

なお、3月5日(月)からは、個人番号(マイナンバー)による届け出が始まります。届け出に必要な物などについて詳しくは、12ページを参照してください。

## ①第1号被保険者(自営業者、農林漁業者、フリーター、学生、第2号被保険者に扶養されていない配偶者)

届け出事由	手続き内容	届け出先	必要な物
会社や官公庁などに就職した	第2号被保険者資格の取得	勤務先	勤務先に問い合わせ
配偶者の扶養になった(配偶者が第2号被保険者の場合)	第3号被保険者への種別変更	配偶者の勤務先	配偶者の勤務先に問い合わせ
氏名が変わった	住民票の氏名変更を行えば、	国民年金の手続きは原則不要	
上尾市に転入した	住所変更	保険年金課	年金手帳、印鑑
上尾市から転出した		転出先の市区町村	転出先の市区町村に問い合わせ
上尾市内で転居した	住民票の住所変更を行えば、	国民年金の手続きは原則不要	
海外に転出する	国民年金をやめる	保険年金課	年金手帳、印鑑 ・国内に協力者(家族など)がいる場合/年金手帳、印鑑 ・協力者がいない場合/年金手帳、預(貯)金通帳と届け出印
	任意加入		年金手帳、預(貯)金通帳と届け出印
受給資格が足りないときや年金額を満額に近づけたい	任意加入(60歳以上65歳未満)		年金手帳、預(貯)金通帳と届け出印
口座振替を開始・停止・変更する	口座振替納付(変更)申出書の提出	金融機関、大宮年金事務所	年金手帳、預(貯)金通帳と届け出印
クレジットカード納付を開始・停止・変更する	クレジットカード納付(変更)申出書の提出	大宮年金事務所	年金手帳、クレジットカード、印鑑
納付書を紛失した	納付書再交付		大宮年金事務所に問い合わせ
年金手帳を紛失した	年金手帳再交付	保険年金課	本人確認ができる物、印鑑 ※急ぎの場合は、大宮年金事務所に問い合わせてください。
保険料を納めるのが困難	学生以外/免除申請		年金手帳、印鑑 ※場合により雇用保険被保険者離職票、雇用保険受給資格者証などが必要です。
	学生/学生納付特例申請	年金手帳、印鑑、学生証または在学証明書	

## ②第2号被保険者(厚生・共済年金に加入している会社員・公務員)

届け出事由	手続き内容	届け出先	必要な物
勤務先を退職した	第1号被保険者資格の取得	保険年金課	年金手帳、資格喪失証明書など資格喪失日の証明ができる物、印鑑
勤務先を退職して配偶者の扶養になった(配偶者が第2号被保険者の場合)	第3号被保険者資格の取得	配偶者の勤務先	配偶者の勤務先に問い合わせ

## ③第3号被保険者(第2号被保険者に扶養されている配偶者)

届け出事由	手続き内容	届け出先	必要な物
会社や官公庁などに就職した	第2号被保険者資格の取得	勤務先	勤務先に問い合わせ
配偶者が厚生年金の会社(官公庁)を退職した	第1号被保険者への種別変更	保険年金課	年金手帳、資格喪失証明書など配偶者の資格喪失日の証明ができる物、印鑑
配偶者の扶養から外れた			年金手帳、資格喪失証明書、印鑑

※第2・3号被保険者で住所・氏名の変更や年金手帳を紛失した場合は、勤務先へ問い合わせてください。

🕒 とき 📍 所 📄 内容 👤 対象 💰 費用・金額 📄 ※記載のないものは「無料」 👤 定員 📄 持ち物  
📄 申し込み 📄 ※記載のないものは「当日、直接会場へ」 📄 問い合わせ



## 埋蔵文化財の取り扱い

生涯学習課 0775-9496

0776-22250

土の中に埋まっている文化財は「埋蔵文化財」と呼ばれ、旧石器時代から縄文・弥生・古墳・奈良・平安時代を経て、中世までのわが国の歴史を証明する国民共有の貴重な財産です。そのため、文化財保護法により、保存の対象になっています。市内には約250カ所の埋蔵文化財包蔵地（遺構・遺物が埋まっている地域）遺跡があり、県に登録されています。包蔵地内で土木工事などを行う場合

は、「埋蔵文化財発掘の届出」が義務付けられています。住宅建築や開発行為などの予定がある場合は、生涯学習課で確認してください。また、「あげおガイドマップ」(<http://www.2.wagmap.jp/ageocity/>)でも包蔵地の確認ができます。

### ■文化財保護法の対象

①農業基盤工事や造成工事などによる掘削が埋蔵文化財に及ぶとき②住宅などの恒久的な建物、道路その他の工作物を設置するとき③盛土または一時的な工作物の設置により、埋蔵文化財に影響を及ぼす恐れがあるとき

## 市指定無形民俗文化財

# 「畔吉の万作踊り」

生涯学習課 0775-9496・0776-2250

「万作踊り」は、五穀豊穡を意味する「豊年万作」に由来する民俗芸能です。畔吉の万作踊りは、大正時代にはすでに踊られており、市指定無形民俗文化財に指定されています。「上尾歴史散歩」のコーナー（35ページ参照）で万作踊りの歴史を紹介しています。

時4月1日(日)14時～ 所諏訪神社(畔吉) 内「下妻踊り」

「銭輪踊り」「手拭踊り」「伊勢音頭」「口説」「源太踊り」

【交通】JR上尾駅西口から市内循環バス「ぐるっとくん」

「平方丸山公園線」で「畔吉」バス停下車か、東武バス「畔吉経由西上尾車庫行き」で「前原」バス停下車※経由しない便がありますので注意してください。



下妻踊り

## 介護保険料の納め忘れにご注意を

高齢介護課

07755127  
07768872

65歳以上の人(第1号被保険者)は、次の①～⑤の場合、保険料の納付を確認してください。

- ①65歳になった／年金からの特別徴収(天引き)になるまでの間、納付書で納めてください。
- ②転入した／前住所地で年金天引きだった人も、転入した年度の保険料は納付書で納めてください。年金天引きは翌年度からになります。
- ③転出・死亡した／資格喪失月の前月までの月割り保険料を納めてください(納め過ぎの場合は還付)。
- ④年金の差し止めで年金天引きが中止になった／保険料を納付書か口座振替で納めてください。
- ⑤年金天引きになっているが保険料の段階が上がった／保険料の増額分を納付書で納めてください。

※①②で翌年度以降も年金天引きにならない人は、納付書での納付になります。

### ■未納が続くと利用料の支払い方法が変更になる

介護保険制度は、高齢者の介護を社会全体で支える制度です。制度の

公平性を保つため、保険料が納められていない状態が長期間続く場合は、介護サービスの利用料の支払い方法が次の①～③に変更になる場合があります。

- ①滞納状態で1年経過した／サービス利用料の自己負担額が10割になり、後で市に申請して給付分を受け取るようになります。
- ②滞納状態で1年6カ月経過した／利用料の自己負担額が10割になり、給付が一時停止されます。それでもなお納付されない場合は、一時停止の給付費から滞納保険料額を差し引くことがあります。
- ③時効のため納付できなくなった滞納保険料がある／将来介護サービスを利用するときに利用料の自己負担額が3割になることがあります。また、高齢介護サービス費などの支給は受けられなくなります。

### ■納付が困難な場合は早めに相談を

特別な事情により納付が困難なときは、保険料の分割納付や減額(審査あり)を受けられる場合がありますので、早めに高齢介護課に相談してください。



# あげお 無形文化遺産編 文化遺産ガイド

ホームページ  
3月15日(木)  
公開



生涯学習課 ☎775-9496・☎776-2250

平方祇園祭のどろいんきょ行事や藤波と畔吉のささら獅子舞などの民俗芸能、大山灯籠行事やお獅子様といった民俗行事など、市内には多くの無形文化遺産が保存会によって継承されています。これら市内の無形文化遺産の映像資料を中心に構成したホームページ、あげお文化遺産ガイド「無形文化遺産編」を公開します。

文化遺産に関する情報発信の基盤として活用し、市域の文化遺産の周知・啓発など、情報発信活動に努めていきます。

あげお文化遺産ガイド「無形文化遺産編」(☎<http://www.ageobunkaisan.jp>) ※市ホームページからもアクセスできます。



ホームページ(イメージ)

## あげお歴史セミナー「上尾の無形文化遺産」

上記のホームページ、あげお文化遺産ガイド「無形文化遺産編」公開を記念して、上尾市文化遺産総合活用推進実行委員会と共催で、あげお歴史セミナーを実施します。

☎3月19日(月)14～16時 所 上尾公民館 内 ホームページ公開に当たって新たに作成した映像記録や国内の事例から、上尾に伝わる無形文化遺産について、その背景や意味を学ぶ 【講師】後藤知美さん(県立歴史と民俗の博物館学芸員)、関孝夫さん(市教育総務部職員) 対 市内に在住・在勤・在学の人 定 50人(応募者多数の場合は抽選) 送 往復はがき(1人1枚)に住所、氏名、電話番号を記入して、3月12日(月)まで(必着)に生涯学習課(〒362-8501本町3-1-1)へ

利用者の安心・安全のために

## 重大な消防法令違反の建物を 市ホームページに公表

4月1日(日)  
開始

### ●違反対象物の公表制度

予防課 ☎775-1314・☎775-2230

建物を利用する人が、事前にその建物の危険性に関する情報を入手し、その建物の利用について判断できるよう、消防が立ち入り検査の際に確認した、重大な消防法令違反を市ホームページで公表する制度です。

#### ●対象となる建物

ホテル・飲食店・物品販売店など不特定多数の人が利用する建物や、病院・社会福祉施設など1人で避難することが困難な人が利用する建物

#### ●対象となる違反

建物に義務付けられた消防設備(屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、自動火災報知設備)が設置されていない重大な消防法令違反

#### ●公表の内容

①建物の名称②建物の所在地③違反の内容  
※詳しくは、市ホームページをご覧ください。

